

令和6年度 環境省税制改正要望結果の概要

1. 税制全体のグリーン化の推進

先般のG7広島首脳コミュニケにおいては、「気候変動、生物多様性の損失、クリーン・エネルギーへの移行に関する行動の速度と規模を増加させる重要性に留意し、我々は、グリーン・トランスフォーメーションを世界的に推進及び促進し、遅くとも2050年までにGHG排出のネット・ゼロを達成するために我々の経済の変革の実現を目指して協働する」とされた。我が国においては、GX実現に向けた取組のうちカーボンプライシングなどの市場メカニズムを用いる経済的手法については、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」(令和5年法律第32号)及び同法に基づく「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」(令和5年7月閣議決定)に基づき、成長志向型カーボンプライシング構想を着実に実現・実行する。

また、第5次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)や現在検討が進められている第6次環境基本計画の策定に向けた議論も踏まえつつ、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進するために、以下のとおり、幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進する。

(地球温暖化対策)

○ 税制全体のグリーン化

平成24年10月から施行されている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持する。

(自動車環境対策)

○ 地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害者補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。

(生物多様性の保全)

○ 民間取組促進によるネイチャーポジティブ実現に向けた税制措置の推進

ネイチャーポジティブの実現に向けては、自然の恵みを維持し回復させ、自然資本を守り活かす社会経済活動を広げるために、様々な分野の施策と連携することとしている。骨太の方針(令和5年6月16日閣議決定)の記載も踏まえ、企業等の民間主体による生物多様性の保全活動を促進するための法制度の整備を前提として、活動主体の取組を支援するための税制措置の検討を進め、法制度の施行までに対応する。

2. 個別の措置

(1) 自然再興

○ 鳥獣被害対策の推進を目的とした特例措置【延長】(狩猟税) (◎)

- ・ 鳥獣被害対策のための捕獲従事者が狩猟者としての登録を受ける際にかかる狩猟税の税率を
 - 対象鳥獣捕獲員について、課税免除
 - 認定鳥獣捕獲等事業者について、課税免除
 - 許可捕獲の従事者について、 $1/2$ に軽減
- とする特例措置について、適用期限を5年間延長する。

⇒ 5年間延長された。

(2) 炭素中立

○ 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置【拡充・延長】(固定資産税)

- ・ 再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるため、再生可能エネルギー発電設備について、新たに賦課される年度から3年度分に限り、課税標準となるべき価格に一定の割合を乗じて固定資産税を軽減する措置について、地域と共生した再エネを促進するための所要の見直しを講じたうえで、適用期限の延長(2年間)を行う。

⇒ 対象について、ソーラーカーポートの導入支援補助金を受け取得した設備から、地球温暖化対策推進法に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した設備に見直すとともに、グリーンイノベーション基金の支援を受けて取得したペロブスカイト太陽電池設備を追加した上で、適用期限を2年間延長することとされた。

- 既存住宅の省エネ改修等に係る軽減措置【拡充・延長】(所得税、固定資産税)
 - ・ 省エネ改修等が行われた住宅について、所得税、固定資産税を軽減する特例措置の適用期限を2年間延長する等を行う。

⇒ 以下の一部拡充及び見直しをした上で、2年間延長された。

 - ・ 子育て世帯等^(注)が、一定の子育て対応改修工事を行う等した場合を適用対象に追加する。
 - ・ 適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下とする。

(注) 子育て世帯等：18歳以下の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者等

○ 住宅の脱炭素化

⇒ 住宅の脱炭素化関連の要望の結果は下記のとおりとされた。

- 住宅ローン減税の借入限度額及び床面積要件の維持【延長】(所得税・個人住民税)

⇒ 以下の見直しをした上で、1年間延長された。

- ・ 子育て世帯等^(注)が認定住宅の新築を行った場合等に適用する。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円

- 認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除【延長】(所得税)

⇒ 以下の見直しをした上で、2年間延長された。

- ・ 適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下とする。

- 認定長期優良住宅に係る特例措置【延長】(固定資産税、不動産取得税)

⇒ 2年間延長された。

- 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置【拡充・延長】(贈与税)

⇒ 以下の見直しをした上で、3年間延長された。

- ・ 断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級を見直す。

- 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例措置【拡充・延長】(贈与税、相続税)

- 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に係る軽減措置【延長】(登録免許税)

- 認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に係る軽減措置【延長】(登録免許税)

⇒ 3年間延長された。

(3) 循環経済

- 廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除特例措置【延長】(軽油引取税)

(◎)

- ・ 廃棄物処理事業者が廃棄物最終処分場内において専ら廃棄物の処分のために

使用する機械の動力源に係る軽油引取税の課税免除の特例について、脱炭素移行を見据えた形で、適用期限を3年間延長する。

⇒ 3年間延長された。

○ 公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設、汚水・廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置【延長】（固定資産税）

- ・ 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準に関し、
 - ◆ ごみ処理施設、石綿含有産業廃棄物等処理施設については1/2（◎）
 - ◆ 一般廃棄物の最終処分場については2/3（◎）
 - ◆ PCB廃棄物等処理施設については1/3（◎）
 - ◆ 汚水・廃液処理施設については1/2を参照して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

とする特例措置について、適用期限を2年間延長。

⇒ 以下の見直しをした上で、2年間延長された。

－石綿含有産業廃棄物等処理施設を除外。

（4）その他

○ 技術研究組合の所得計算の特例措置【延長】（法人税）

- ・ 技術研究組合が、賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1円まで圧縮記帳をした場合に、減額した金額を損金に算入する特例措置を延長する。

⇒ 以下の見直しをした上で、3年間延長された。

- ・ 対象資産について、新たな知見を得る等のために行う試験研究の用に直接供する固定資産に限定する。
等